

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しに対する御意見について

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しに対する御意見について、次のとおり担当課から回答がありました。

(施策番号・事業名) 基本事業(市の取組) 2(1)5 病児・病後児保育
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 病児・病後児保育事業

【御意見】

2(1)5「病児・病後児保育」の今後の取組の変更について

変更前は「時期により定員を超える利用申し込みがあることなどから事業の拡充に向けて取り組む」とされていました。中間年の見直しによる地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の(6)病児・病後児保育事業では、令和3年度に実施施設が2か所に増え、それに伴い、利用数も増加しています。利用者数の動向に注視しながらの事業の検討とは、「拡充の方向」ということでしょうか。

病児・病事後保育は、実際に預けずに保護者が子どものために仕事を休むことができることが一番ですが、それができない時に、子どもが預けられることは、働く保護者には重要です。実際の稼働率のみではなく、申込者数などの潜在的なニーズにも注視していただければと思います。

【回答】

お見込みのとおり病児・病後児保育については、利用数の増加を考慮し計画に沿って事業の拡充を進めます。

見直しによる病児・病後児保育事業のニーズ量は、施設の利用実績だけでなく、定員により予約をお断りした数と利用予約をしたが結果的にキャンセルとなった数も含めて算出しています。

(担当課：保育課)

(施策番号・事業名) 基本事業(市の取組) 5(1)①4 産後デイサービス「産後ルームママはぐ」

【御意見】

児童館で知り合ったママ友でも利用している方の声を度々聞きます。また、「ママはぐ」で知り合い継続的に仲良くしている方の姿も見られており、効果的な事業だと感じています。しかし、現状の対象者は第一子のママ限定であり、兄弟育児をしているママも対象に含めて欲しいと思います。

※私自身、兄弟育児をまさにはしていますが下の子どもの友達が欲しいと思います。先日、つどいの広場を利用したときに、兄弟育児をしている方が4組いて、ママ同士の話が盛り上がったのが印象に残っています。皆コロナ禍の上の子の育児だけでも大変ですが、下の子も生まれて皆それぞれ大変そうだし

た。同じ兄弟育児を頑張っているママ友同士で話し、共感したり励ましたりするだけで、随分心が楽になり、帰りがけのママは皆笑顔だったのが印象に残っています。

コロナ禍で気軽に独身時代からの先輩ママの友人や親類になかなか会えないケースもまだ多く、同じ市内のママ友の存在は非常に大きいと思うので、対象者について検討していただきたいと思います。

【回答】

本市の「産後ルームママはぐ」（産後ケア事業）は、現在、月1回保健センターにて実施しています。事業の目的は、産後の身体的回復と心理的な安定を促進し、褥婦自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援することです。

特に褥婦の10人に1人が産後にうつ状態になると言われており、産後うつは児童虐待につながりやすいため、早期発見、支援をすることが大変重要です。また、産後うつは、経産婦よりも育児に不慣れた初産婦の方が発症しやすいとも言われています。一方、「産後ルームママはぐ」を上のお子さんも連れでも参加可能とするためには、ベビーベッドの準備、感染症・安全対策、上のお子さんのための遊びのスペース及び保育スタッフが必要となります。

以上のように、産後ケアは初産婦の方がより専門的な対応が必要であるとされていることや、清潔面・安全面・感染予防対策等から、現在の会場では複数の0～4か月の乳児と幼児を同時に保育することが困難であるため、対象を見直す予定はありません。

なお、本市では「ママはぐ」以外に、地域の身近な場所に、出生順位を問わず0歳から親子で参加できる場（子育て支援センター・つどいの広場・開放保育・赤ちゃん広場）がありますので、そちらのご利用もぜひご検討ください。

(担当課：健康課)

（施策番号・事業名） 基本事業（市の取組）5（1）①5 産前・産後ヘルパー派遣事業

【御意見】

長男、次男の産前産後で利用しており、とても良い制度だと感じています。しかし、改善して欲しい点はいくつかあります。

一つ目は市のホームページや、母子手帳交付時に産後ヘルパーの案内を渡すチラシに利用者の感想や利用法などを載せて欲しいことです。ヘルパーの存在を知らない、知っていても周りで利用している人の話を聞いたことがないからハードルが高いというケースをよく聞きます。

※私の場合は、交友関係が幅広く先輩ママ友である友人が産後ヘルパー利用経験者でSNSの投稿や直接話を聞かせてもらい具体的な内容や長所や短所を知ったため長男の時に利用し、次男でも利用しています。また私の話を聞いて、ハードルが下がり現在、第二子妊娠中のママ友が登録したという人がいます。

二つ目は、利用上限を20回よりも多くして欲しい点です。産後から週3回利用した場合で20回の上限だと2ヶ月弱で終わってしまいます。私の場合第一子、第二子ともに妊娠経過が比較的順調且つ、両家の両親が手伝いに来られる環境でしたが、産褥期(産後1-2ヶ月)は毎日ヘルパーか親類のサポートが必要でした。看護師として医学的な意見を言うと産褥期は元気で動けたとしても体をしっ

かり休めるべき期間です。母子ともに心身健やかに過ごし、その後の育児を継続的にできるためにはこの期間に無理をしないことは非常に重要です。産前産後の経過が順調な私ですら足りないと感じるので、妊娠中に切迫早産の診断を受けた方、産後なんらかの問題が起きている方の場合は20回の上限はあっという間に達してしまうと思います。中でも切迫早産のケースは市内の児童館で知り合ったママ友だけでも、妊娠30週前後から切迫早産で自宅安静や入院したケースはしばしば聞き、他の市区町村に住む知人を含めると更にいて、産前からサポートを必要としている人は少なくない印象を受けます。ただ一律で20回の上限を無くすとなるとマンパワーの確保や財政やサポートをする人が足らなくなるリスクなどもあると察します。そこで段階的に市の職員と面談をして必要と判断した場合や、医師による診断書を持参した場合は特例として20回の上限を無くす等するのはいかがでしょうか。

【回答】

産前・産後ヘルパー派遣事業は、市内に居住する産前から産後5か月以内の妊産婦がいる家庭で、体調不良や安静を必要とする状態のため、育児や家事をすることが困難な方、日中家族からの支援がない方、妊娠や育児に不安を抱えている方を対象に、ヘルパーを派遣し、育児や家事支援を行う事業です。1回あたり上限2時間までで、自己負担は1200円、市からの補助は5400円、生活保護や市民税非課税世帯の自己負担はありません。なお、多胎の場合は40回まで延長可能です。

まず、一つ目の「市のホームページや、母子手帳交付時に産後ヘルパーの案内を渡すチラシに利用者の感想や利用法などを載せて欲しい」というご意見ですが、市ホームページの特設サイトに申し込みの流れを掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。また、紙面の都合でチラシでは割愛していますが、母子健康手帳交付時の面談では、必要な方には具体的にサービスの利用状況や利用者の感想を説明しています。

二つ目の、「利用上限を20回よりも多くして欲しい」というご要望ですが、ご指摘の通り、財源の問題もありますが、何よりもヘルパー資源に限界があるため、現状では多胎の場合を除き20回を超えて対応することは困難です。

なお、産後支援の制度ですが、現在、育児休暇を取得できる父親も少しずつ増加してきました。また、来年1月からは本市でも産後ケア事業のうちショートステイ（宿泊型）とデイサービス（日帰り型）のサービスが開始されます。これらの制度や保育所の一時保育、民間サービス、親族からのご協力などをバランスよく組み合わせ、健やかに産前・産後を過ごしていただけるよう引き続き支援に努めてまいります。

（担当課：健康課）

(施策番号・事業名) 基本事業(市の取組) 5(1)②2 乳幼児期の相談の充実

【御意見】

5(1)②2 乳幼児期の相談の充実の「今後の取組」の変更について

変更前は「7か月児相談のさらなる啓発」との文言がありましたが、今回削除される理由をお知らせください。

【回答】

表記につきましては、7か月児相談を削除ではなく、広く乳幼児期全体の相談を充実するため、記載を変更しています。

乳幼児期の相談の充実の一つとして、令和4年4月からは、本市在住の未就学児とその保護者を対象に、毎週水曜日(祝日・年末年始を除く)に予約制で、インターネットを通じて専門職が個別相談に応じる、オンライン育児相談を実施しています。

相談内容は、授乳、離乳食の進め方、歯の手入れ等、育児全般で、視覚により実技の指導や用意した教材により説明を行うなど、オンラインのメリットを活かし、来所できない方への相談手段として活用していただければと考えます。

7か月児相談、育児相談等と併せて周知に努めていきます。

(担当課：健康課)

(施策番号・事業名) 教育・保育の量の見込みと確保方策

【御意見】

令和2年3月発行のひらつか子育て応援プランのP107、108の令和2、3年度の見込みでは、保育の過不足は0もしくは充足になっていましたが、今回の令和2年度、3年度の実績では待機児童が生じています。今回の見込み予測はどのように行われていますでしょうか。

【回答】

提供量(確保方策)の実績については、施設の定員を記載しています。実際には保育所等においては、基準の範囲内で定員以上の受入れも行っているため、各年度の4月1日の待機児童数については、令和2年度15人、令和3、4年度は0人となっています。

今回の見直しによる見込みについては、子どもの人口を改めて推計し、近年の保育所申込率を考慮してニーズ量を算出しました。また、提供量については、施設整備等による定員増と基準の範囲内で定員以上の受入れを行う分も見込んでいます。

(担当課：保育課)

以 上